



新型コロナウイルスワクチン接種証明書は、接種時の住民票所在地に申請する必要がありますが、マイナンバーカードを利用することで、全国の対応コンビニ(福智町は現時点でセブンイレブンのみ)で、取得できるようになりました。転居等で複数の自治体に申請が必要だったものが、コンビニ1か所で手続きができ、閉庁日や夜間等に急ぎよ接種証明書が必要になった場合などに便利です。ただし、一部対応していない自治体もあり、自治体ごとに発行手数料がかかります。

コスモス保健センター
☎28-99500

取得 接種証明書を コンビニで

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ



新型コロナウイルスワクチンの4回目接種は7月から始まっています。60歳以上の人は3回目接種から5か月経過した頃に接種券を郵送。18歳以上で基礎疾患を有する人は6月に送付したアンケートをもとに5か月経過した頃に接種券を郵送します。

マイナンバーカードを持ってコンビニへ

- ▶ **ご利用できる人**
国内用：マイナンバーカードをお持ちの人
海外用：マイナンバーカード及びパスポートをお持ちの人で、コスモス保健センターもしくはスマートフォンの新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリで、令和4年7月21日以降に海外用を発行した人。
※ 令和4年7月20日以前に発行された人や初めて発行する人は、コスモス保健センターにパスポートを持って、手続きしてください。
- ▶ **必要なもの**
 - ・マイナンバーカード(暗証番号4桁)
 - ・接種証明書発行料(1通あたり120円)※ 印刷不良の場合を除き、発行後の返金はできませんのでご注意ください。
- ▶ **対象店舗**
セブンイレブン
※ 今後、順次拡大する予定。
- ▶ **利用時間**
6時30分から23時00分(土日祝日含む)

● **4回目接種の対象者を拡大**
60歳以上の人、18歳以上で基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人などに加えて、**医療従事者等および高齢者施設等の従事者**で接種希望される人はコールセンターへお電話ください。

● **小児接種および1・2・3回目接種の人**
ご希望される人は、お早めに予約ください。1・3回目が9月9日、2・3回目が9月30日です。

福智町コールセンター ☎0570-090-979
(平日8時30分から17時00分まで)

- ⑦ マイナンバーカードを取り外す
 - ⑧ 接種した市区町村を選択
 - ⑨ 国内用または海外用を選択
 - ⑩ 発行部数を選択(1部につき120円の発行料がかかる)
 - ⑪ 発行内容の最終確認を行う
 - ⑫ 料金を支払う
 - ⑬ 証明書を受け取る
- ※ マイナンバーカードの暗証番号の入力を、3回間違えるとロックされ、利用できなくなりますのでご注意ください。また、ロックの解除は役場税務住民課住民係での手続きが必要になります。

マルチコピー機の使い方 操作手順を解説

- ① マルチコピー機の画面の「行政サービス」ボタンを押す
- ② 「証明書の交付」を選択
- ③ マイナンバーカードをマルチコピー機の所定の位置に置く
- ④ 交付対象選択画面で「新型コロナウイルスワクチン接種証明書」を選択
- ⑤ 同意事項を必ず一読した上で、「同意する」を押す
- ⑥ マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)を入力

後期高齢者医療制度のお知らせ

導入 自己負担割合に 2割負担を

高齢者の増加に伴う医療費の増大が見込まれるなど見直しが行われ、10月1日(日)から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。一定以上の所得のある人は、現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。現役並み所得者の人は、10月1日以降も引き続き3割負担です。自己負担割合の判定方法は、下記のとおりになります。

福智町後期高齢者医療広域連合
☎092-16511-3111

現役並み所得者：住民税課税所得14.5万円以上の人



子ども・子育て支援の拡充や、予防・健康づくりの強化等を通じて、全ての世代が公平に支え合う「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目的に、令和3年の通常国会で、健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

医療費の自己負担割合の判定方法

- ▶ **2割負担に該当する人**
住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の人
※ 負担割合が2割となるかについては、9月中旬に郵送する新しい被保険者証(桃色)をご確認ください。
※ 現役並み所得者の人は、10月1日以降も引き続き3割負担です。

自己負担割合が2割となる人の配慮措置

令和7年9月30日までは、自己負担割合が2割と判定された人には、1か月の外来診療のみ(入院分は対象外)の自己負担分の負担増加額が、3,000円となるように調整します。配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。払い戻し先の口座が登録されていない人には、申請書を郵送します。

被保険者証の有効期限にご注意

今年、8月1日(日)と10月1日(日)の2回、被保険者証が更新されます。現在、交付している被保険者証(水色)の有効期限は9月30日(日)までです。10月1日(日)からは新しい被保険者証(桃色)に変わります。9月中旬に郵送しますので、10月1日(日)以降に受診されるときは、新しい被保険者証(桃色)を医療機関の窓口で提示してください。なお、新しい被保険者証(桃色)は令和5年7月31日(日)まで使用できます。万が一、新しい被保険者証(桃色)が届かない場合は、窓口へ問い合わせください。

※ 保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受取りいただくことがあります。

